Ⅰ　手帳

（１）身体障害者手帳

※８ページの「手帳をお持ちの方へのお知らせ」も併せてご覧ください。

問合せ先　福祉課障がい班
市役所総合窓口課
各総合支所地域振興課

身体障害者手帳の交付を受けられる方は、身体の視覚（目）、聴覚・平衡（耳）、音声・言語（のど）、肢体（手･足）、心臓、呼吸器（肺）、腎臓、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓、免疫の機能に障がいがある方で、県知事の認定を受けた方です。

障がいの程度、等級（１級～６級）を認定し、各種の援助やその他の援護措置（税の減免、運賃の割引等）を受けるために必要な証明書の役割をもっています。

○手帳取得の申請に必要なもの

（１）身体障害者手帳交付申請書　　（２）指定医師の診断書、各障害の所見
（３）顔写真１枚（たて４ｃｍｘよこ３ｃｍ）※家庭用プリンター印刷写真は不可
（４）マイナンバー制度関係（個人番号カードまたは個人番号通知カード）
（５）申請者の身元確認ができるもの（個人番号カード、免許証、保険証等）

※写真は、申請書に貼らずに写真の裏面に氏名を記入してください。
※代理人の場合は代理人の身元が確認できるものが必要です。
※申請書、診断書、所見の用紙は、福祉課障がい班、市役所総合窓口課、各総合支所地域振興課にあります。

○手帳申請から交付まで

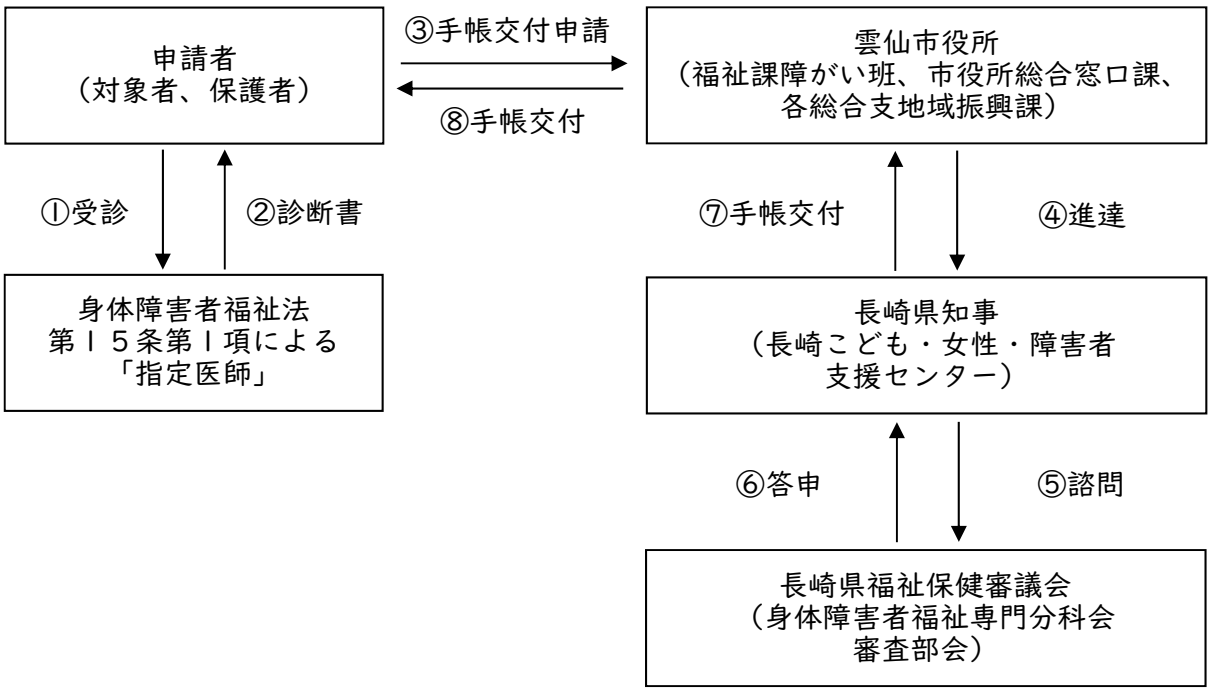

（２）療育手帳

※８ページの「手帳をお持ちの方へのお知らせ」も併せてご覧ください。

問合せ先　福祉課障がい班
市役所総合窓口課
各総合支所地域振興課

療育手帳の交付を受けられる方は、知的機能の障がいが発達期（おおむね１８歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にある方で、県知事の認定を受けた方です。

障がいの程度、等級（最重度「Ａ１」、重度「Ａ２」、中度「Ｂ１」、軽度「Ｂ２」）を認定し、各種の援助やその他の援護措置（税の減免、運賃の割引等）を受けるために必要な証明書の役割をもっています。

○手帳取得の申請に必要なもの

（１）療育手帳交付申請書　　（２）療育手帳交付・再判定時調査票
（３）顔写真１枚（たて４ｃｍｘよこ３ｃｍ）※家庭用プリンター印刷写真は不可
（４）マイナンバー制度関係（個人番号カードまたは個人番号通知カード）
（５）申請者の身元確認ができるもの（個人番号カード、免許証、保険証等）

※写真は、申請書に貼らずに写真の裏面に氏名を記入してください。
※代理人の場合は代理人の身元が確認できるものが必要です。
※申請書、調査票の用紙は、福祉課障がい班、市役所総合窓口課、各総合支所地域振興課にあります。

○手帳申請から交付まで

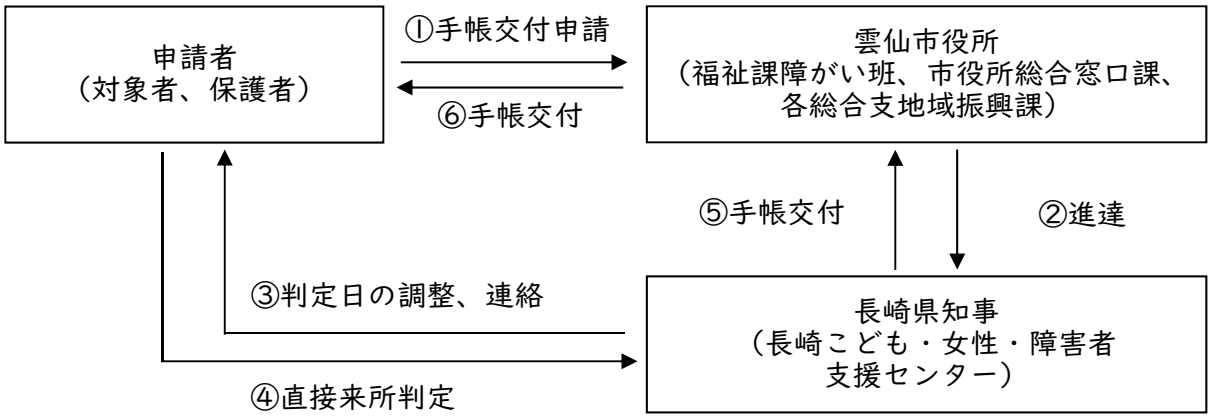

（３）精神障害者保健福祉手帳

※８ページの「手帳をお持ちの方へのお知らせ」も併せてご覧ください。

問合せ先　福祉課障がい班
市役所総合窓口課
各総合支所地域振興課

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けられる方は、精神障がいのため長期にわたり日常生活や社会生活への障がいがある方で、県知事の認定を受けた方です。

病名でいうと、統合失調症、そううつ病、非定型精神病、てんかん、中毒性精神病、器質性精神病、その他の精神疾患ですが、知的障がいは含まれません。

障がいの程度、等級（１級～３級）を認定し、各種の援助やその他の援護措置（税の減免、運賃の割引等）を受けるために必要な証明書の役割をもっています。

○手帳取得の申請に必要なもの

（１）精神障害者保健福祉手帳交付申請書
（２）主治医の診断書（※最新の障害年金（種類：精神障害）の証書の写しまたは年金振込通知書等があれば診断書は不要です。）
（３）顔写真１枚（たて４ｃｍｘよこ３ｃｍ）※家庭用プリンター印刷写真は不可
（４）マイナンバー制度関係（個人番号カード又は個人番号通知カード）
（５）申請者の身元確認ができるもの（個人番号カード、免許証、保険証等）

※写真は、申請書に貼らずに写真の裏面に氏名及び生年月日を記入してください。
※手帳台紙への写真貼付を希望しない場合は、顔写真は不要です。なお、写真を貼付しない場合は、民間の援護措置の適用が受けられない場合があります。
※代理人の場合は、代理人の身元が確認できるものが必要です。
※申請書、診断書の用紙は、福祉課障がい班、市役所総合窓口課、各総合支所地域振興課にあります。

○手帳更新

・手帳の有効期限は、２年です。（有効期限後２年間は更新手続きができます。）
・更新手続きに基づき、障がいの状態を再認定したうえで更新されます。
・更新手続きは、有効期限の３か月前からできます。（※案内通知はありません。）
・更新は１～２か月ほどかかりますので、お早めに手続きください。
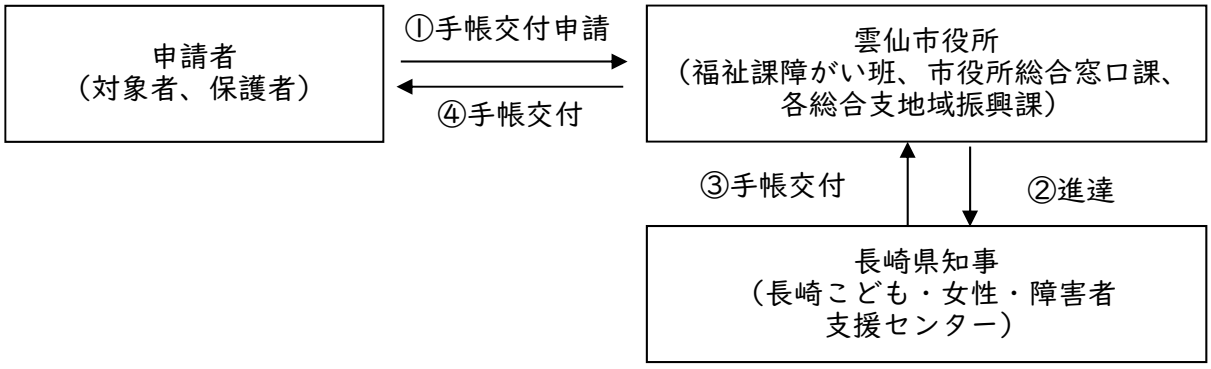
○手帳申請から交付まで